

予備試験答案練習会（民事実務）採点基準表

受講者番号

	小計	配点	得点
〔設問 1〕	(20)	20	0
小問(1) 訴訟物（2点）及びその個数（2点）の正確な適示		4	
小問(2) ①～④が正確に記載されていれば各2点		8	
小問(3) 遅延損害金の起算点との関係に必要な主張となること（2点）、Yに対する送達によって主債務が履行遅滞となること（2点）、Yが連帯保証人であることの説明（4点）		8	
〔設問 2〕	(20)	20	0
小問(1) 二段の推定の仕組みが正確に説明できている		5	
Yの主張が一段目の推定に関する主張であることを理解している		2	
海外旅行に行っていた事実がどのように作用するか具体的に説明		3	
小問(2) Yの言い分が錯誤無効の内容も含んでいることを指摘		2	
動機の錯誤であることを理解している		3	
詐欺取消と錯誤無効との関係について正確に理解している		2	
裁判所が求釈明すべき事項を的確に述べている		3	
〔設問 3〕	(25)	25	0
Yが会社の業務をBに任せていることで基本代理権が認定できるか検討している		4	
日常家事代理権から基本代理権が導けないか、判例を前提に検討している		6	
Bが実印を使用している事実が評価根拠事実であること（2点）、それに対してBが妻であることが評価障害事実となり（2点）、Xに調査確認義務があること（2点）を指摘している		6	
Xの調査確認義務について、BがXに言った言葉から、XがYに対して直接確認しようとしていないことを正当化できるか検討している		6	
「正当な理由」の有無について一定程度の理由を付して結論を示している		3	
〔設問 4〕	(15)	15	0
職務規程28条2号の問題であること（2点）及び同規定の趣旨（3点）の指摘		5	
YがXに対して損害賠償請求権を行使しうることを指摘		5	
将来的に利益相反状態が生じることとその問題点について指摘		5	
裁量点	(20)	20	
合 計	(100)	100	0